

四條畷市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
四條畷市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

○本計画は、教育職員が心身ともに健康で意欲的に教育活動に取り組むことができる職場環境を整えることを目的とする。教育職員の長時間勤務が常態化し、教育の質や教育職員の健康に影響を及ぼしている現状を踏まえ、業務内容の見直しと効率化を推進し、働き方改革を進めるものである。教育職員が子どもと向き合う時間を確保し、創意工夫を生かした教育活動を展開できるよう、持続可能な学校運営体制を構築することを趣旨とする。

### (2) 本市の現状

○本市では、令和2年4月に、所管する学校の教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うために、「四條畷市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下、「規則」という。）を定め、教育職員の業務量の適切な管理に努め、在校等時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間超～80 時間以下の割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	31 時間 25 分	21.1%	1.9%
中学校	34 時間 24 分	26.8%	4.1%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が、小学校では23%、中学校では30.9%と多くなっている。管理職や首席、主任など学校の核となる教育職員の業務の負担感が大きくなっている。また、中学校では、部活動に関わる教育職員の負担が大きくなっている。教頭マネジメント支援員、教員業務支援員の配置に加えて、部活動指導員の効果的な活用や部活動地域展開の実現を図ることにより、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

○本計画において達成をめざす目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を13%まで減少させる  
(令和4年度から令和6年度の3年間、6回の調査の平均が14.7%)
- ・ ストレスチェックにおける「働きがい」の項目のスコア(全国平均を50とした偏差値)を57.0以上にする

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和9年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

#### ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 登下校時は、四條畷市教育委員会が実施する通学路子ども見守り業務による見守り員を配置する。
- ・ 広報等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動「ながら活動」を推進する。

#### ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

- ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないこととする。

◆学校徴収金の徴収・管理

- ・給食費については、引き続き公会計化を実施していく。
- ・教材費等は、物品又はサービスを取り扱う事業者から保護者が直接購入する方法を進めていく。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校がスクールロイヤー等の専門家を随時活用できる環境を整備すること等により、教育委員会の責任において過剰な苦情や不当な要求等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの活用や教頭マネジメント支援員の配置を拡充し、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・事務職員の加配を利用して、学校事務をマニュアル化し、教職員全員が正確かつ迅速に事務処理が行えるようにするなど、効率化を進める。

◆学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・ICT 支援員や教員業務支援員を活用し、広報業務を支援する。

◆ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ICT 支援員を活用し、教職員・児童生徒の ICT 活用を日常的にサポートする。

◆小学校プールの管理

- ・水泳指導業務委託を継続し、児童の泳力向上・安全な水泳指導・教職員の負担軽減・施設維持管理費の削減を行っていく。

◆児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・教員業務支援員を活用して教職員の負担軽減を促進する。

◆部活動

- ・令和 11 年度中に、原則、全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。また、休養日及び活動時間について、スポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこととする。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◆給食の時間における対応

- ・教員業務支援員を活用して教職員の負担軽減を促進する。
- ◆授業準備
  - ・教材等の印刷や準備については、教員業務支援員を活用して教職員の負担軽減を促進する。
- ◆学習評価や成績処理
  - ・教員業務支援員が教職員のデータ入力や集計のサポートを行い、成績処理時期の残業軽減を促進する。
- ◆学校行事の準備・運営
  - ・教員業務支援員や地域人材を活用し、教職員の負担軽減を促進する。
- ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応
  - ・児童生徒の状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内教育支援員、自立支援員通訳者等を配置し、教職員との協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応については、教育支援センターの機能強化や支援員による効果的な支援を促進する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しを行う。
- ・令和6、7年度に働き方改革推進加配配置校にて行われた取組を検証し、特に、効果が見られた取組について全校共有する。
- ・勤務時間外の自動応答電話機能を全校に設置する。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・直前の1か月を加えた2か月の時間外在校等時間が連続して80時間を超えた職員には産業医による面接指導を推進する。
- ・11時間をめやすとする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を紹介する。

- ・長期休業中は、年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得促進をする。
- ・令和8年度中に、学校における定時退勤日を月2回程度設定するよう推進し、長期休業等の期間中に6日間の一斉閉校期間の設定を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を毎月確認する。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・実施計画を定め、又は変更したときは、教育委員会定例会と総合教育会議に報告する。
- ・毎年度、実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告する。